

議案第 77 号

市川市林間施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

市川市林間施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市林間施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

市川市林間施設の設置及び管理に関する条例（昭和 51 年条例第 37 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

施設の維持管理等に要する経費、施設の利用状況等を勘案し、林間施設を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。